古代尾張国と参河国 ―文献史料と木簡にみえる物品・特産物からみた特色―

西 宮 秀 紀

はじめに

全国の出土木簡数に比べると、愛知県(尾張国・参河国)全国の出土木簡数に比べると、愛知県(尾張国・参河国)全国の出土本簡数に比べると、愛知県(尾張国・参河国)

られていたこともわかっているので、税体系との関連でみている。また、物品は都城への税として運搬される際付け物品名が記されていたか、推測することが可能となってき物品名が記されていなくとも、数量単位などでどのようなであるので、物品名が記されていることもあるし、たとえであるの中でも、特に荷札や附札は物品に付けられたもの木簡の中でも、特に荷札や附札は物品に付けられたもの

国税体系を検討することによって、現在どのような木簡が以上のことは逆に、従来から知られている文献史料の両るのが理解しやすいであろう。

か推測する手がかりになると思われる。うな税体系の中で使用されたものか、どのような遺跡なのらな税体系の中で使用されたものか、どのような遺跡なのか、を考えることも可能にしてくれる。それらを考えるこ出土しているのかいないのか、またその理由は何であるの出土しているのかいないのか、またその理由は何であるの

れらの中の特徴的な物品(いわゆる特産物)を手がかりに、物、つまり古代尾張・参河国から貢納される物品、またそた。そのような問題関心とともに、古代の愛知県の税負担そこからいくつかの物品と古代参河国の特徴を指摘してき筆者はこれまで、主として三河地域の自治体史を手がけ、

、文献史料からみた物品・特産物

両国の特色の一端を指摘してみたい。

稲と犬頭糸・海産物と生道塩

1

物品をみてみたい。古代の両国の物品の、大きな手がかりまず最初に、文献史料から古代尾張・参河国とかかわる

ある。 な税の体系であった。 もあるので、物品を地方から朝廷に収めるというのが大き る貨幣が発行されていたが、経済の主体は実物貢納経済で となるのが「はじめに」でも述べたように当時の税体系で 日本の古代では、周知のごとく和同開珎に代表され

る上で、十世紀初頭成立の『延喜式』規定の公出挙の正税・ 各国の財源となるものである。古代両国の租の数量を考え から収穫されたうちの約三%の米(稲穀)であり、これは うに租・調・庸であるが、そのうち租は支給された口分田 律令制の基本的な税規定を簡単にふり返ると、周知のよ

①『延喜式』巻二六主税寮上5出挙本稲条

公廨・雑稲の規定が参考となる。

尾張国、正税・公廨各廿万束、国分寺料二万束、 会料二千束、修理地溝料三万束、救急料二万束、 文殊

参河国、正税·公廨各廿万束、国分寺料二万束、 志摩国分寺料三千束、文殊会料二千束、修理地溝料三 修理

万束、救急料二万二千束、

言えよう。 あるが、規定として両国はほぼ同国力とみなされていたと あることがわかる。これらは国内で出挙される本稲の量で これをみると両国の正税・公廨・雑稲とも、ほぼ同じで

しかし、各国で収穫された稲穀は各国内内での蓄積ある

いは流用・消費で完結していたわけではなく、都城にも貢

進されていた。それが以下の二つの規定である。

一つ目が年料舂米で、これは畿内に近い国や海よりの諸

国から、毎年正税から一定量の春米を大炊寮(但し黒米 、精白していない玄米〉は民部省と内蔵寮)に供進させ、

中央官人の食料に充てる米のことである。

・尾張国〈大炊一千八十石、糯廿石〉、

②『延喜式』巻二十三民部省下49年料春米条

参河国〈大炊七百石〉、

〇石、近江国一二〇〇石・備後国一一九五石・備前国一一 春米を中央に送る二十二国中、美濃・讃岐・伊予国一四〇 とあり、大炊寮へ送る量として、尾張国は一○八○石で、

国の東限であり、尾張国が参河国より畿内に輸送に近いと 七〇石・播磨国一一〇〇石に次ぐ多さであり、参河国の約 一・五倍という数値である。参河国は年料舂米を京進する

官符により京進させた米のことである。 二つ目は年料租春米で、諸国の租穀を春米にして、太政 いうこともあろう。ちなみに、糯は尾張国のみである。

③同式51年料租舂米条

尾張国〈一千石〉、

参河国〈一千石〉、

とあり、年料租舂米輸納国は全部で一八国挙がっているが、

○○石、遠江・越前・加賀国一三○○石(斛)に次いでお美濃国二三○○斛・近江・伊予・播磨・備前・讃岐国二○

り、尾張・参河国は同数である。

関する史料を掲げたい。

「弘仁式」・「貞観式」を経て、十世紀はじめに『延喜式』が、令文はその性格上簡潔なものである。その施行細則はが、令文はその性格上簡潔なものである。その施行細則は調・庸の税に関しては、田令・賦役令に規定されている

④『延喜式』卷二十四主計寮上16尾張国・17三河国条

三窠綾五疋、七窠綾三疋、薔薇綾五疋、帛二百疋、・調、両面八疋、冠羅・鼠跡羅各一疋、二窠綾廿疋、

※1 引 : 、 こ 。 絢七両二分、生道塩一斛六斗、〈與、「調塩、|共進〉、自 緋糸・縹糸・緑糸各卌絢、皂糸廿絢、練糸二百卌二

,青、阜픁一江4六、/65 1845,巢江4六、日、余輪;)絹・糸・塩;。

自

余輪,米・塩,。

油、雉腊、雜魚腊、煮塩年魚、雜魚鮨、中男作物、麻一百斤、黄蘗二百斤、紙、紅花、胡

【参河国】

斤、鯛牗一百斤、鯛楚割九十斤、貽貝鮨三斛六斗、犬頭白糸二千絇〈夏調〉、雑魚楚割二千五百五十一・調、襷羅、藻羅各一疋、一窠綾十五疋、二窠綾五疋、

自餘輸;白絹;、

余輪、・塩、、・庸、韓櫃十五合。〈塗、漆著、鎖二合、

これらは国ごとに規定された貢進物品名であるが、両国胡麻油、槾椒油、雉腊、雜魚腊、海藻、・中男作物、麻一百斤、黄蘗三百斤、紙、紅花、席、

題があり、また全国で二国のみの特色の可能性もあるので、雑魚鮨が共通している。共通するとはいえ量的・質的な問は韓櫃、中男作物は麻・黄檗・紙・紅花・胡麻油・雉腊・を比較(表1)すると、調は絹製品(羅・綾)や絹糸、庸

隣国の伊勢・遠江国と比較すると、羅・黄檗・雉腊は尾張・

白木八合〉、自

表1 尾張・参河国と調・庸・中男作物

	物品名	尾張国	参河国	(参考)伊勢国	(参考) 遠江国
	両面	8疋		(2 4, 8 24)	
		冠 羅 1疋	襷 羅 1疋		
	羅	鼠跡羅 1疋	藻 羅 1疋		
			一窠綾 15疋	一窠綾 16疋	一窠綾 13疋
		二窠綾 20疋	二窠綾 5疋	二窠綾 16疋	二窠綾 8 疋
		三窠綾 5 疋		三窠綾 6疋	三窠綾 20疋
		七窠綾 3疋			七窠綾 25疋
	綾				小鸚鵡綾 27疋
	胶	薔薇綾 5 疋		薔薇綾 4 疋	薔薇綾 24疋
					瓜核綾白 10疋
					〃 赤 20疋
					呉服綾白 20疋
					〃 赤 15疋
調	帛	帛 200疋		帛 200疋	緋帛40疋・縹帛15疋・
17/1]					橡帛25疋
	絹			白絹 100疋	御襪料白絹12疋
	糸	緋糸 40約	大頭白糸2000絢	白糸 880絢	
		縹糸 40絇		赤引糸 110絇	
		緑糸 40約		神服糸 100約	
		皂糸 20約		御調糸 20約	
	***************************************	練糸242約7両2分			
	布				貲布 12端
	塩	生道塩 1斛6斗			
			雑魚楚割 2551斤		
	魚介類		鯛脯 100斤		
	211127721		鯛楚割 90斤		
	A	to	胎具鮨 3斛6斗		
	自余	絹・糸・塩	白絹	絹·塩	絹(但し山香郡の調・庸は布)
庸	韓櫃	韓櫃 15合	韓櫃 10合	韓櫃 23合	韓櫃 20合
	自余	米・塩	米・塩	米・塩	糸
	麻	麻 100斤	麻 100斤	麻	
	黄蘗 紙	黄蘗 200斤	黄蘗 300斤	Art	
	紅花	紅花	紅花	紙	
,	私化 木綿	711.7七	北上1七	紅花	_L-6±
中	<u> </u>			木綿 茜	木綿
男			席		
	/前	胡麻油	胡麻油	 胡麻油	胡麻油
作	油	9万/外/出			明麻油
物	雉腊	雉腊	世級祖 雉腊	位党10人任	
	人比川日	推魚腊 雑魚腊	推魚腊 雑魚腊	雑魚腊	与理等魚腊
	魚介類	煮塩年魚	不此,从八月日		一一一一一一
	杰기 郑	雑魚鮨		無塩平点 雑魚鮨	
	海藻類	小田 小八川日	海藻		
	INT LATER		1947年	1日1年保	

参河国のみであり、これは両国の特色ともいえる。

そこで、両国の貢進物の特色をみていこう。尾張国と参 そこで、両国の貢進物の特色をみていこう。尾張国と参 そこで、両国の貢進物の特色をみていこう。尾張国と参 そこで、両国の貢進物の特色をみていこう。尾張国と参

城へ送られる量の約二倍で、鯛製品は同量であるところか城へ送られる規定にみえており、数量的にみて貽貝鮨が都える。鯛楚割・貽貝鮨・鯛枚乾は後述する参河国から斎宮類は伊勢・遠江国にもみえておらず、参河国の特産品とい生道塩は尾張国の特産であったことがいえる。一方、魚介生道塩は尾張国の特産であったことがいえる。一方、魚介生が出て、水原、塩、の魚介類は参河国だけである。鯛鵬・鯛楚割・貽貝鮨などの魚介類は参河国だけである。

慢椒油と尾張国の煮塩年魚・雑魚鮨は遠江国にもみえるのないが、伊勢国は滑海藻を貢納している。なお、参河国のえよう。参河国の席・海藻は尾張・伊勢・遠江国にみられ国で貢納されていないところから、これも両国の特色といところで、中男作物では黄檗・雉腊は隣国の伊勢・遠江

(表2)。 雑物でも同じようなことが言えるのかどうかみてみようかに、調・庸・中男作物と関係が深いと思われる、交易 で、参河国だけの特色ではない。

蒋子五石、胡麻子四石、荏子四石、鹿角菜三・尾張国〈白絹十二疋、絹百五十疋、油三石、樽二合、⑤『延喜式』巻二十三民部省下63交易雑物条

石、凝菜卌斤、於胡菜卅斤〉、

十斤〉、 一、鳥坂苔五十斤、於胡菜卅斤、那乃利曽五斤、鳥坂苔五十斤、凝菜卅斤、海藻根十斤、青苔五十松五十斤、泰子廿石、胡麻子三石、鹿角菜二石、海参河国〈白絹百廿疋、鹿革六十張、樽二合、苧九十参河国〈白絹百廿疋、鹿革六十張、樽二合、苧九十

○疋を貢納することになっていたことからすれば、参河国白絹一二○疋とあり、隣国の伊勢国が白絹一二疋・絹三○まず絹製品では尾張国が絹一五○疋と多いが、参河国は

余」の物品の米と塩は尾張・参河両国ともに挙げられてい

これは隣国の伊勢国とも同じであり、両国の特徴と

また庸の韓櫃は各国に割り当てられた製品であり、「自

とりわけ特産品であったということは言えよう。

いうわけではない。

表 2 尾張・参河国と交易雑物・年料別貢雑物・年料雑器

	物品名	尾張国	参河国	(参考)伊勢国	(参考)遠江国
	白絹	12疋	120疋	12疋	
	絹	150疋		300疋	68疋
	油	3石			
	樽	2 合	2 合	2 合	2 合
	苧	110斤	90斤		130斤
	鹿革	20張	60張		30張
	鹿皮	10張			10張
	鹿角	10枚			
交	- 華子	5 石			
	胡麻子	4石	3石		2石
	荏子	4石			
易	黍子		20石		
	鹿角菜	3石	2石	2石	
雑	凝菜	40斤	30斤	30斤	30斤
米田	於胡菜	30斤	30斤	30斤	
	海松		50斤	50斤	
物	海藻根		10斤	10斤	10斤
	青苔		50斤	50斤	
	鳥坂苔		50斤	5斤	
	那乃利曽		50斤	50斤	
	水銀			400斤	
	木綿				470斤
	大匏				30□
	干薑				100斤
	種薑				10石
	筆	100管	150管	100管	100管
年	紙麻	90斤	10斤	110斤	
別	青木香	160斤			
年料別貢雑物	馬革	6 張			
雅	黄楊		6枚		
.~	零羊角				4 具
	大椀	5 合			
	中椀	5 □			
年	小椀	20口			
料	茶椀	20 □			
年料雑器	盞	5 □			
	中擎子	10口			
(瓷器)	小擎子	5 □			
1111	花盤	10口			
	花形塩坏	10口			
	瓶	10口			

の白絹一二〇疋はやはり特色と言える。

みて尾張・参河・伊勢国からしか貢納されておらず、 河国より若干量が多いに過ぎない。ただ鹿角菜は全国的に は参河国の種類が多く、尾張国は三種類だけで、しかも参 また、両国とも海に面しているにもかかわらず、海産物 東海

といえよう。 莟、那乃利曽が最高値であるところから、これらも特産物 勢国のそれと同種類であり、しかも鳥坂苔を除いて量が同 地域三国の特産物とも言える。さらに参河国の海産物は伊 量である。他国と比べると、参河国は量的には青苔と鳥坂

が特徴的だと言えよう。 参河国では犬頭糸・白絹、それに海産物(魚介類・海藻類) 以上までの物品名を概略すれば、尾張国では塩・生道塩

は、すでに詳論したところであるが、参河国の特徴を知る 上で欠かせないので、以下本稿に関わる規定のみ、みてい 行論上参河国の犬頭糸から述べていこう。犬頭糸について そこで、この点についてもう少し詳しくみてみたいが、

⑥『延喜式』巻二十四主計寮上5調糸条 芸五百絇、阿波一千五百絇、並七月卅日以前納訖, 絇、〈白糸〉、参河二千絇、〈犬頭糸〉、越前一百絇、安 凡貢;夏調糸;者、伊賀三百絇、〈色糸〉、伊勢八百八十

> 参河 近江

士二国 並上糸、

とあり、糸は上糸・中糸・麁糸と区分されている中で、参 劣る絹をさす)のうち絹を輸す国となっており、品質がよ 河糸は「上糸」となっている。また、絹と絁(この場合、

かがえる。 ⑦『延喜式』巻十五内蔵寮5諸国年料条

く、しかも他国と比べて圧倒的に数量が多かったことがう

絁八百五十疋、

調二百疋、〈白一百疋、 参河国所」進、

交易六百五十疋、〈・・・〉、

糸四千七百七十四約,

調三千百八十約

白糸二千八百八十絇、 〈二千絢参河国所」進、・

交易一千五百九十四絇、〈・・・〉、 色糸三百絢、〈・・・〉、

ものであることがわかる。 とあり、やはり調二○○疋のうち白一○○疋、白糸二八八 ○絇のうち二○○○絇が、参河国から内蔵寮へ納入された

その例外として定められた斎宮への貢進規定の中に、 さらに、調・庸などは都城に送られるのが原則であるが、

史料がある。

⑧『延喜式』巻五斎宮78調庸雑物条

八管、 絢 四百七十三石二斗、参河五百五十九石三斗、美濃二百 参河白絹卅疋、遠江絹一百五十疋、・・・〉、糸三百 割九十斤、貽貝鮨一石八斗、鯛枚乾一百斤、〈已上参 石、尾張六十五石〉、 石〉、・・・黍子一石、〈参河〉、塩八十石、〈志摩十五 石八斗、・・・、尾張二百石、参河二百石、美濃四百 九十三石〉、舂米一千三百卅四石八斗、〈伊勢五百卅四 庸米一千六百六十七石五斗、〈伊賀三百卌二石、伊勢 配雑用、絹絁七百疋、〈伊勢絁三百疋、 凡諸国送納調庸并請;受京庫「雑物、積;貯寮庫」、支; 〈尾張調二百絢、 雑腊五石、〈志摩二石、尾張二石、遠江一石〉、 〈伊勢一百管、尾張一百管、美濃廿八管〉、・・・ 遠江庸一百絇〉、・・・筆二百廿 ・・・鳥腊十斤、〈尾張〉、 尾張長絹廿疋、 鯛楚

送られている。参河国の糸がここにみえないのは、犬頭糸から白絹三○疋が送られており、また尾張調糸二○○絢がれる絹絁七○○疋のうち、尾張国から長絹二○疋、参河国これによれば、諸国から送られる調・庸で斎宮に支出さ

・・・雑魚鮨十石、〈伊勢、

尾張各五石〉、・・・芡菜

〈尾張〉、

らであろう。 として膨大な量の糸が都城に送られる規定になっていたか

ここからも参河国の糸が重視されていたことがわかる。ここからも参河国の糸が重視されていたことがわかる。ここからも参河国の糸が重視されていた。神戸ではあるが、参河国の御服な長二人と織女六人、工手二人が卜定され、参河国の御服な長二人と織女六人、工手二人が卜定され、参河国の神服る長二人と織女六人、工手二人が卜定され、参河国の神服る長二人と織女六人、工手二人が卜定され、参河国の神服を入と織女六人、工手二人が卜定され、参河国の神服を入と織女六人、工手二人が卜定され、参河国の神服を入と織女六人、工手二人が卜定され、参河国の神服を入と織女六人、工手二人が卜定され、参河国の神服を入いたされていた。

--- 8 ---

特徴といえよう。
特徴といえよう。
特徴といえよう。

みえ、調の塩とともに進上するとある。 約四倍の量を貢納する規定である。先述したように尾張国 みえる。志摩国十五石に対し、尾張国から六十五石という の特徴的な物品の一つは塩であった。生道塩は一斛六斗と

等条に東寺の中代五仏(中胎)・五仏(五菩薩・五忿怒) に対する料物として「生道塩日別五合七勺」とあり、年間 生道塩は、他に『延喜式』巻三十三大膳職下1東寺中台

の使用日数を計上して太政官に申請することになっていた。

喜式』写本に異同があることが指摘されている。天理図書 式文のこの箇所に関してはすでに福岡猛氏によって、『延 の字の下に朱点があり、その右横に「生道塩〈読云 、、 り注記は何もなく、また土御門本の『延喜式』には「塩」 館所蔵梵舜本のように本文に「生道塩」が「塩」とのみあ

注記として「生道塩」があり、後に享保版本のように「生 ほぼ同文がみえるところから、元来「塩」とあったものの、 版本では、本文に「生道塩」とあり頭注に、右の注記文と 許」、生道尾張国郡里名也〉」と朱筆の注記があり、享保 [イヵ]クチ堅塩也、大如;大兌[瓫ヵ];、一果搗得;塩一斗

月一日から十二月二十九日までの東寺供養費として、物品 日の太政官符に、太政官から宮内省に対して承和十一年七 また、『東宝記』第一の承和十一年(八一一)六月十六

道塩」となったとされている。

えるであろう。 道塩と傍注されたことにより、享保版本の形となったと言 だけであることからも、元々は「塩」だけだったのが、生 ら、その法源とみられる。しかし、そこには「塩」とある の中に「塩一斛一斗七升四合二勺 日別に関しては『延喜式』の先の規定と一致するところか 日別五合七勺」とあり、

調としての生道塩の量では不足することになる。したがっ 嘉承元年は三五四日であるので、五七勺を掛けると、二○ て、もし先の調の規定の生道塩が東寺用に進上されていた 一七八勺(二斛一升七合八勺)となり、先の尾張国からの なお、毎日使用すると、承和十一年は臨時としても翌年

する説もある。ただ、大きさが大甕のようで一個が約一斗 遺跡が発見されておらず、集積場所にすぎず調塩と同質と こに当てられるであろう。但し、残念ながら生路では製塩 生路の地名があるので、従来から述べられているようにそ 得|塩一斗許|、生道尾張国郡里名也| とあり、現在東浦町 初見である。また先述した『延喜式』の土御門本の傍注に とするなら、数量が不足することになる。 生道塩 十三日の熱田宮権宮司家領注進状案に生道郷とみえるのが 和名類聚抄』にはみえず、文和三年(一三五四) ところで、生道の由来であるが、郷名としての生道は 読云 、、〔イヵ〕クチ堅塩也、大如「大瓮」、一顆搗 四月二

りを自然滴下させ自然乾燥させた粗塩にならざるをえず、階説の6番目の鉄釜(石釜・石鍋)で生産した粗塩のにが下き、ますへの貢進物の生道塩は、平安時代尾張国知多郡生道から貢進された、特殊な巨大固形塩であったともいえる。ますへの貢進物の生道塩は、平安時代尾張国知多郡生道から貢進されば、それは東寺用に他の調塩とわざわざ区別するとあり、堅塩が焼き固められもので品質が上質のものでありを自然滴下させ自然乾燥させた粗塩にならざるをえず、1800円であり、

か、と推測している。 位目を帯びた官衙的な施設でも設置されていたのではないの地が選ばれ、ここに都に送るべき「生道塩」を集積するの地が選ばれ、ここに都に送るべき「生道塩」を集積するの地が選ばれ、生道が知多の中では東海道に近く、両村駅

塩を想定せざるをえない。

傍注の形状からすれば甕形土器などに収め固めた巨大固形

る塩としての「生道塩」伝承が生まれた可能性があろう。 はこころがある。命名されるには命名される大きな理由がいところがある。命名されるには命名される大きな理由がいところがある。命名されるには命名される大きな理由がいところがある。命名されるには命名される大きな理由がいところがある。命名されるには命名される大きな理由がいところがある。命名されるには命名される大きな理由がいところがある。命名されるには命名される大きな理由がいる。

多郡) も平安時代に入ってからの名称であること、などからすれた奈良時代の文献に見えないこと、参河国の犬頭糸にして られ貢進されるようになったが、その使用先として東寺の ば、尾張国の知多郡生道からの塩は、特に生道塩と名付け 道塩と呼んだと憶測される。 **貢進される塩の名称を、特に地名の呪術的な意味を込め生** 安時代に東寺が成立し、その東寺用として知多郡生道から てみたい。いずれにせよ、尾張国の調規定の生道塩は、 乗るようになったのであろう。この点、二章でも少し述べ たが、後生これまた何らかの理由で生道塩という名称を名 東寺では、当初何らかの理由で生道塩と明記してい 貢進塩名に由来が残ったと考えるのが穏当ではあるまいか。 寺用でも不足するぐらいの量であり多用できないこと、ま ここで式文に立ち返ると、式文の規定の数量からして東 の特産物としてみなされていたことは言えるであろ また、生道塩が尾張国(の知

2、 鹿製品・青木香・瓷器

う。

河国が六○張と多く、尾張国は鹿皮・鹿角が目につく。鹿2)として、まず鹿製品がある。鹿革は武蔵・上野国と参物にみえなかった物品で、②の交易雑物にみえる物品(表次に、上記以外の特産物をみてみたい。調・庸・中男作

であろう。 が参河国に多いのは、 年料雑薬条など)ように薬用に用いられた。 角は年料雑薬でも貢納される(『同』巻三七典薬寮47摂津 祭上12鎮花祭条など)と思われ信濃国が九○張と多い。 度条)に、鹿皮は祭具などに用いられた 革は革の短甲・弣用 (『延喜式』巻二六主税寮上76戒具料 北部を信濃国と山で接しているから (『同』巻一四時 鹿製品の数値 鹿

斎宮に送られる物品にも、 けであり、 をもっていたこともわかる。なお、黍子は全国で参河国だ 胡麻子の生産も高かったことと、それを油に精選する技術 石の三河国と続く。 の近江・丹波・紀伊・伊予国についで、四石の尾張国、 ていることからわかる。 また、尾張国だけの物として稗子があり、 参河国の特産物と言えよう。 油は胡麻子からとることからすれば、 参河国からだけ黍子が貢納され そのことは、 胡麻子は五石 ③ の

完する物であった(表2)。 められた物品を毎年京進する制度で、これは調・庸制を補 次に年料別貢雑物は、 『延喜式』巻二十三民部省下53年料別貢雑物 〈筆一百管、 諸国のうち四三国と大宰府から決 紙麻九十斤、青木香一百六十斤、

参河国

〈筆一百五十管、

紙麻十斤、

黄楊六枚〉、

尾張国

馬革六張〉、

表 3 青木香の貢進国・量

	道別	国名	量	(備考)納入先
		尾張	18斤	
	東海道	下総	1斤5両	
		常陸	30斤	
青		近江	16斤	典薬寮
木	東山道	上野	10斤	
		下野	20斤	
香	山陽道	播磨	2斤	
	東海道	尾張	160斤	
	米供坦	相模	80斤	内蔵寮
	東山道	美濃	30斤	

『延喜式』巻37典薬寮51条と『同』巻15内蔵寮 54条による。

とあり、 に尾張国の青木香、 他国と比べて特徴的なのは、 参河国の黄楊である。

の貢進料が多いのが特徴であり、典薬寮と内蔵寮への貢進 ていた(表3)。とりわけ内蔵寮という天皇の家産組織 の内として青木香一八斤が典薬寮にも貢進されることになっ 国三十斤〉」とあり内蔵寮に貢進されていたこと、 木香二百七十斤〈尾張国一百六十斤、 『同』巻三七典薬寮51尾張年料雑薬条に、尾張国四十六種 青木香は、『延喜式』巻二五内蔵寮54諸国年料条に 相模国八十斤、

表2からわかるよう

ら供給されることになっていた。 十七典薬寮3中宮朧月御薬条に青木香三両が、 十七典薬寮2朧月御薬条に青木香三両が、 条にも寺ごとに青木香が八両使用されており、『同』 蔵寮から供給されており、また『同』巻十三図書寮9香花 斎会条によれば、正月最勝王経斎会に青木香が二斤二両内 用していたことがわかる。 が内蔵寮から出されており、皇后が潔斎のおり香として使 月九日の御燈のおり使用される料物として、青木香小一両 『延喜式』巻十三中宮職14潔斎条によれば、三月三日と九 料を合わせると、二位 |の相模国の二倍の多さであっ また、『同』巻十三図書寮3御 また『同』巻三 典薬寮庫か 巻三 た。

ところで正倉院の宝物に、

(紙笺)「青木十二両」(青木香裹 白羅) 北一

「青木香六斤小」

とあるように、一番目のは紙笺への墨書であるが「青木」 「青木香十九斤八両」 (青木香袋 布 (袋一三)

(青木香袋

布

袋

白殭蠶の貢進国・量

か規定がなく、 の 称されていたようで、一番目は白羅の裹、二・三番目は布 と記されているところから、「青木香」は「青木」とも略 送に収められていた。 また、 参河国の黄楊であるが、 内匠寮で三位以上の位記の軸に加工された。 黄楊は参河国と土佐国

表 4

でているわけではない。ほか、馬革や筆・紙麻があるが、特に他国と比べて抜きん 以上と貴族(・僧都以上) また『同』巻十二内記式15位記装束条には、 の三位以上に使用された。その一位以上に使用された。その一位以上に使用された。 その 位

死んで白く固まったもので、これも表4でわかるように、 種の内、青木香一六斤が特徴的なのは先述した通りである。 料雑薬条は長文であるので全文を掲げないが、 方 ⑩『延喜式』巻三十七典薬寮11尾張年料雑薬・ 参河国二一 種の内の特徴として白殭蚕があり、 尾張国四六 52参河

	海山	道別 国名 量		備	考
	坦加	四石	里	糸	絹
	東海道	伊勢	10両	*上	0
	米 伊 担	参河	2 両	*上	0
	東山道	近江	1両	上	0
		丹波	2 両	中	0
白	山陰道	丹後	3 両	中	0
殭		但馬	2 両	上	0
蠶		因幡	2 両	中	0
		播磨	2 両	中	0
	.1.77日 '学	美作	2 両	上	0
	山陽道	備前	2 両	上	0
		安芸	2 両	上	0

1)『延喜式』巻37典薬寮51・52条による。

備考は、『延喜式』巻24主計寮上5・6条 による糸・絹の貢進国で、糸の*は『同』 巻15内蔵寮54条に白糸貢進規定がある。

とを示す証拠となろう。ろが多いので、これも参河国が養蚕と深い関係があったこ進上する十一国はいずれも絹や糸の進上国で、上糸のとこ

⑩『延喜式』巻二十三民部省下60年料雑器条

四口、小六口〉、 是張国瓷器、大椀五合、〈径各二寸〉、瓶十口、〈大五寸五分〉、花形塩坏十口、〈径各三寸〉、、整子五口、〈径各四寸七分〉、中擎子十口、〈径各五寸〉、、整子五口、〈径各四寸七分〉、中擎子十口、〈径各五寸、。整五口、〈径各四寸七分〉、中藥子十口、〈径各五寸〉、,整子五寸、〈径各九寸五分〉、中椀五口、尾張国瓷器、大椀五合、〈径各九寸五分〉、中椀五口、尾張国瓷器、大椀五合、〈径各九寸五分〉、中椀五口、

性から緑釉であるとされている。おと緑釉陶器をさす場合があり、また黒の鉄釉もあるとい器と緑釉陶器をさす場合があり、また黒の鉄釉もあるといとあり、尾張国の瓷器などが挙がっている。瓷器は灰釉陶とあり、尾張国の瓷器などが挙がっている。瓷器は灰釉陶

に関しては、参河国にも各一人派遣されることになっていた。その種類の史生が五国に派遣され造ることになっていたが、尾張・の史生が五国に派遣され造ることになっていたが、尾張・ところで、「神御」に供する雑器は八月上旬に、宮内省

⑩『延喜式』巻七践祚大嘗祭17雑器条

口、陶臼八十口、餝瓼八口、高盤卌口、坩十二口、都盆十口、短女坏卅二口、酒瓶八口、匜十六口、片坏卌・尾張国所¸造、甕八口、缶五十口、筥坏卌口、瓼八口、

婆波十二口、酒盞十二口、酒垂八口、

己豆支、亙各六十口、口、中十六口、〉多志良加八口、山坏、小坏各六十口、口、中十六口、〉多志良加八口、山坏、小坏各六十口、参河国所ュ造、等呂須伎卌口、都婆波卅二口、〈大十六

『(貞観)儀式』第四にも同様の規定があり、遅くとも貞観両国から雑器が貢納されることになっていたことがわかる。とあり、践祚大嘗祭のおりに「神御」に供する雑器があり、已豆伎、匜各六十口、

期に遡ることがわかる。(翌)

⑬『延喜式』巻二十三民部省下8諸国貢蘇条そのほか、蘇の貢進について

・尾張国十五壺〈五口各大一斤、十口各小一升〉、

(中略)

参河国十四壺

〈四口各大一升、十口各小一升〉、

とになっていた。尾張・参河国からもほぼ同数貢進されるとあり、蘇が各国から年ごとに順番を決めて貢進されるこ右八箇国、爲『第一番』〈丑未年〉、

規定になっており、平城宮から実際に貢進されたことを示

す、「参河国貢蘇」と記した付札が出土している。(೫)

が残されているので、そこにみえる税や物品に注目してみる。尾張国のものとしては天平二年度と同六年度の正税帳や物品の実情を知る上で、重要な史料が尾張国正税帳であところで、奈良時代の尾張国府・国司が関与していた税

よう。

いため、あまり情報を得ることができない。 されているのみで、進上物・交易物の部分が残存していな 首部からなるもので頴稲・穀に関する記録の記載部分が残 順から春部郡の記載とされる部分と、それに続く山田郡 『延喜式』巻二十二民部省上2東海道条などの郡名の記 稲)・古糒や醬・末醬などの記録、 るA断簡(正集十五巻)の首部は穀・頴稲 まず、天平二年度の方は、二断簡しかない。 B断簡 (穂首刈され (塵芥七巻) 決算にわた は Ö 載 た

ので、国衙工房で雇われ年間錦三匹と綾五十二匹が織られ定が無いものの、これらが奈良時代の尾張国の調だったも調に挙げられている文様と異なり、錦も『延喜式』には規

次に交易雑物であるが、正税帳B・C断簡に進上交易とていたことが窺える。

子・稗子・薹子が挙がっている。 (海部郡断簡)には(進上)交易として白貝内鮨、(臨時)の場子・稗・薹子・糯米が挙がっている。また、F断簡があるのは白貝内鮨・苧・鹿革・鹿皮・雑鮨・瓠で、(臨時あるのは白貝内鮨・苧・鹿革・鹿皮・雑鮨・瓠で、(臨時

(年料)では胡麻子・荏子・稗子は合致するが、馬蓑・田島を含めると、樽は合致するが、馬蓑・木贅椀は合致せず、本・鹿角・雑鮨・瓠は合致していない。また、(臨時)交本・鹿角・雑鮨・瓠は合致していない。また、(臨時)交渉が、ある。これが、天平六年の時代と『延喜式』規定が作成さある。これが、天平六年の時代と『延喜式』規定が作成さある。これが、天平六年の時代と『延喜式』規定が作成さある。これが、天平六年の時代と『延喜式』規定が作成さある。これが、天平六年の時代と『延喜式』規定が作成さある。これが、天平六年の時代と『延喜式』規定が作成さある。これが、天平六年の時代と『延喜式』規定が作成さいた。

蓑・(缶ヵ)・糯米・葟子は合致していない。

とがわかる。

そのことからすれば、

『延喜式』の尾張国の

奈良時代初頭には錦・綾の生産に力が注がれたこ

か国に綾・錦を織らせた

(七月壬午

条

に白貝葅とみえる。は姥貝の古名とされており、養老賦役令1調絁条の調雑物は姥貝の古名とされており、養老賦役令1調絁条の調雑物ある。唯一挙がっている魚介類が白貝内鮨であるが、白貝角、それに海藻類が全く挙がっていない点が大きな違いで

定をみておこう。 この画に関する『延喜式』の贄規(ここで、白貝に関連して両国に関する『延喜式』の贄規

⑭『延喜式』巻三十九内膳司42年料御贄条

雉腊納二十八籠」、籠別六翼〉、尾張国〈為伊二擔廿壺、鉑別二擔四壺、蠏蜷二擔四壺、

深四寸、他皆同¸此〉、

参河国

〈穉海藻一擔四籠、

籠様長一尺二寸、広八寸、

とあり、御贄として白貝の貢納規定がみえるが、鮨は尾張

雉腊は中男作物に規定のあるものである。また、為伊・蠏蜷は容器などから貝類と思われる。また尾張国の国では中男作物に雑魚鮨が挙がっているにすぎない。他の

う。

- ⑤『延喜式』巻三十一宮内省44御贄国条
- 十一国、〈同三節雑給料、付二大膳式二〉、料、並付二内膳司二〉、伊賀・尾張・美濃・・・阿波等・・・参河・若狭・紀伊・淡路等四国、〈正月三日節・・・参河・若狭・紀伊・淡路等四国、〈正月三日節
- 山城、・・・尾張〈雉腊〉、・・・諸国例頁御贄
 諸国例頁御贄

参河国保夜一斛、⑪『延喜式』巻三十九内膳司45参河国保夜条

雉腊と三河国の保夜は、やはり特産品と言えよう。という規定もあり、御贄に関しては後述するが、尾張国の

腊(特に尾張国)・雑土器が特徴的な産物と大きく言えよ鳥坂苔・那乃利曽・穉海藻、それに両国を通じて黄蘗・雉絹糸と海産物(鯛・貽貝・保夜)・黍子が、鹿角菜・青苔・油(胡麻子)・黄蘗と為伊・白貝・蠏蜷と瓷器、参河国は

一、愛知県内出土・都城出土木簡からみた物品・特

産物

ある木簡には、どのような物品が記されているのであろうでは、古代尾張・参河国関係の物品に関する出土資料で

か。

・「□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	•「『六束』 (**::() [-]]]	$\bigvee \square \square \square$ (376)×24×7 065	「□ 麿 □□□ □□□秦人 (399)×27×6 081	④志賀公園遺跡	「<□□五斗× (90)×26×3 039 (虎村ヵ)	③勝川遺跡 (225)×(18)×(6) 081	②大渕遺跡	• [] 97×(18)×1 011	•	①尾張国府跡い。	在)からみると、管見の限りでは十三点しか出土していなる。。そこで、まず愛知県出土古代木簡(二〇一六年十一月現
=(戯画力)	·「	● (戯画力)」 ・「道大巻 得得麻呂 得□□:	⑦惣作遺跡	 	⑥惣作遺跡	・「<春春春秋秋尚尚書書律 ・「<令令文文□□□是人	⑤下懸遺跡		□□□刀□□□□弥斗…□年□	為 力 □ □ □ □	「五東 (依ヵ) 〔里ヵ〕
573×32×7 065	本本本=	□大 □天平護田 呉部足国=		225×21×10 011		(259)×24×5 039		$(144+144)\times(22)\times3$ 081	年	(82)×40×3 019	(120)×(36)×5 081

□米物受被□□(算力)

 $(138) \times 38 \times 3$

このうち、

物品に関する内容のものとして、③勝川遺跡

表 5 調・庸等記載の尾張・参河国別木簡数

	調	庸	中男作物	贄	不明	計
尾張国	10	3	0	0	33	46
参河国	8	4	2	64	32	110

不明な点が多い。

木簡も、

木簡は、 下端が欠けており、上の二文字も不明な点が残 能性があ」るとされている。下懸遺跡の 理に関わって作成された木簡群である可 公園遺跡の木簡は、「六束」 の荷札木簡である可能性もある。④志賀 と思われ、五斗や六斗の米の荷札は庸米 るが、五斗から俵に付けられた荷札木簡 「五東」の文字があり、「人員・稲束の管 の刻書や

いずれも米・稲に関するも それ以上の物

河国地域での、 のだが、

現在の所、

尾張・参

[の情報は残念ながら得るこ

とができない。

そこで、

平城宮などの宮都

から出土した木簡をみてみた

米や物の収授に関わるものだが、 郡別の物品名記載木簡数

国名	郡名	件数		
	中嶋	3		
	海部	3		
	葉票	4		
尾	丹羽	2		
張	春部	3 (4)		
双	山田	5 (6)		
玉	愛智	3		
-	知多	20		
	不明	2		
	計	46		
	碧海	7		
	額田	3		
/>	賀茂	4		
参	幡豆	80		
河	宝飯	4		
177	八名	2		
国	渥美	12		
	(設楽)			
	不明	4		
	計	116		

り調・庸などの税名を記した木簡を整理したのが表5であ これまで出土した木簡の中から、

うに、 中には荷札木簡以外のものも含まれている可能性もあろう。 るものである。 して明記されているのは調・庸 二倍くらいの量があることがわかる。 ○例 そこで、尾張国関係の木簡の内訳をみてみると、税目と それをみると、参河国関係木簡が尾張国関係木簡の約 いわゆる贄木簡が大量に出土しているところからく (御調二例)、 なお、これらの多くは荷札木簡であるが、 庸が三例 (養一例)、不明三三例であ (養) 全体四六例中、 これは、後述するよ 尾張・参河国名があ

調の内訳は、 赤米・俵)・魚鮨・〔脯ヵ〕・荏油・大塩尻が目につく。 塩関係・ 庸米、 そのほか米 (酒米・ 白米・

る。

-17-

多郡 郡 郡の()は両郡どちらか不明ということである。 葉栗郡が四例、 逦 (評) 別は表6のように、 海部郡・中嶋郡・愛智郡が三例、 が二〇例、 郡不明が二例となる。なお、 山田郡が五 推定も含めて全四六例中、 **云** 例 丹羽郡が二例、 山田郡と春部 春部郡 知

花井里 出土している。 宮木簡概報』 や贄代郷(里)(『同一』三二〇、『平城宮木簡概報』12 特に多いわけでもない。例えば番賀郷(『同一』三一九) のみで、しかも「塩一□」とあり塩一斗のことだとすると、 から一点木簡が出土している(『平城宮木簡二』二一八八) 比郷に比定される行政区域であろう。英比郷からは平城宮 道は現在の東浦町の地名であるが、『和名類聚抄』では英 する木簡に記されたサト名(コザト名)をみると、 生道塩が問題となっていた。そこで知多郡(評)の塩に関 立つ。知多郡 10頁上段1)・富具郷(『平城宮木簡三』三〇八〇、『平城 大塩尻)・但馬郷区豆里 ・□□郷須佐里(一例、大□[塩カ])が挙げられる。 知多郡が二○例と多いが、塩三斗の調に関する木簡が 野間里 (一例)·贄代郷(四例)朝倉里(一例)·富具郷 19 (評)の塩に関しては、第三章でみたように 気になるのは知多郡の御宅里から「大塩尻 (二例)• 英比郷 20頁下段3)などからは塩三斗の木簡が (一例、御調)・□里 (一例、御調) (一例)•御宅里(一例、 番賀郷 生 Ħ

に生道にちなんで生道塩と後に名付けられた、と考えざる名であるとすると、十世紀前半に成立した『和名類聚抄』名であるとすると、十世紀前半に成立した『和名類聚抄』名であるとすると、十世紀前半に成立した『和名類聚抄』されていたことになる。第一章の文献から突出して塩関係の木いずれにせよ、現在の所、英比郷から突出して塩関係の木いずれにせよ、現在の所、英比郷から突出して塩関係の木いずれにせよ、現在の所、英比郷から突出して塩関係の木いずれにせよ、現在の所、英比郷から突出して塩関係の木は、平安時代に入り東寺との関係で求められた塩が、特色と、平安時代に入り東寺との関係で求められた、と考えざると、平安時代に入り東寺との関係で求められた、と考えざると、平安時代に入り東京といる。

る。 物が二例、(御・大)贄が六二例、不明が三二例である。 佐米楚割·佐米牖·黒鯛 やはり(御・大)贄の六二例が目をひくが、内訳は佐米・ ほ 郡から御調として三斗)、小凝(イギス、幡豆郡) 岐楚割・赤魚・赤魚楚割・毛都楚割などが記されてい れているのは表5のように、調が八例、 (飽海郡)・米五斗(八名郡・額田郡)が挙げられる。 か、 その他の調として、塩 一方、参河国の物品名を記した木簡のうち、税目が記さ 中男作物としては小凝(宝飯郡)、 春米・多比・海松(ミル)・蘇がある。 (渥美郡から一斗、 (大贄)・鯛楚割・宇波加 庸が四例、 庸 は塩一斗五升 あるいは飽海 がみえ 須々 る。

をえないと思われる。

須々岐楚割・赤魚・赤魚楚割・毛都楚割などが記されてい佐米・佐米楚割・佐米脯・黒鯛(大贄)・鯛楚割・宇波加・尾張国と異なるのは、贄がみえることで、物品としては

る。

以上から、現在出土の木簡でわかることは、物品では塩・が四例、額田郡が三例、八名郡が二例、不明が四例、賀茂郡の多きにのぼるが、幡豆郡が八〇例の多きにのぼり、次いの多いのぼるが、幡豆郡が八〇例の多きにのぼり、次い郡(評)別には表6のように推定も含めて全一一六例も

大王)に
 大王)に
 大田之調」は五十戸が賦課単位かと言われており、「戸別之間」(付加税)と「調副物塩贄」があり、ここに塩と並んどの山海の産物が中心である。大化二年の大化改新詔に
 大田之調」は五十戸が賦課単位かと言われており、「戸別之どの山海の産物が中心である。大化二年の大化改新詔に
 大田之調」は五十戸が賦課単位かと言われており、「戸別之どの山海の産物が中心である。

料として雉を内膳司家に、また『延喜式』巻三十九内膳司は、参河国が若狭・紀伊・淡路等三国と並んで、正月三節巻三十一宮内省44御贄国条(⑮)・45例頁御贄条(⑯)に一令に贄の規定はないが、第二章に掲げたように『延喜式』

をとり、

おおむね奇数月は篠嶋、

偶数月は析嶋宮)が共通で、

(現在の佐

個人的の割り当て「六斤」(約四㎏)

し貢進者名はなく集団としての海部が供え奉ったとあり、

参河国三嶋からの贄木簡の特徴を概観すれば、貢進地を記を河国三嶋からの贄木簡の出土例はさらに増加した。贄上したものであったが、その後二条大路から出土した木簡ところで、平城宮出土の「参河国幡豆郡析嶋海部供奉八月料御贄佐米楚割六斤」などのいわゆる贄木簡は、一九六月料御贄佐米楚割六斤」などのいわゆる贄木簡は、一九六月料御贄佐米楚割六斤」などのいわゆる贄木簡は、一九六月料御贄佐米楚割六斤」などのいわゆる贄木簡は、一九六月料御贄佐米楚割六斤」などのいわゆる贄木簡は、一九六月料御贄佐米楚割六斤」などのいわゆる贄木簡は、一九六月料御贄佐米楚割六斤」などのいわゆる贄木簡は、一九六月料御贄佐米楚割六斤」などのいかは、一九六月料御贄佐米楚割六斤。

はほぼ二郷分に相当するという理解が当を得ていると思う。 約四百二十五人分、鯛が十五人分で計四百四十人分、これ **貢進分で、一人当たり調の負担は六斤なので、雑魚楚割は** 斤」「雑魚楚割二千五百五十一斤」が篠嶋郷・析嶋郷の贄 るかについて、参河国の調の「鯛楚割九十斤」「鯛脯 の贄木簡と、『延喜式』の規定をどのように整合的に捉え 衙段階以上で書かれたと言われている。先に見た三島から三嶋特有の佐米楚割(細長く切った鮫の干物)が多く、郡 久島)が担当し、他に日莫嶋 (現在の日間賀島)もあり、 百

おわりに

を参照されたい。 まず、文献史料と木簡資料が語る特産物の対照表 最後に多岐にわたった論点をまとめておきたい。 (表7)

白貝 ・ 張国は生塩道と青木香・芡菜・稗子・油 進んでいたと言えるが、三河国の絹糸は優品であった。 行われており、 さほど変わらない規定となっていた。 尾張国と参河国は、古代での米生産などからみた国力は (鯛・貽貝・保夜)と海藻類 郷蜷・雉腊と瓷器、 絹製品の技術力は尾張国が参河国 参河国は絹糸 (海松・海藻根・青苔・鳥 両国とも絹糸生産が (胡麻子) と為伊 (犬頭糸) と魚介 より少し 尾

う。

産国で、

参河国は絹糸・白絹の生産国であったとも言えよ

尾張国は塩・薬香料・油・瓷器の

陸の側面から言え

ば、

朝廷からすれば、

参河国は魚介類や海藻をとる漁業国で、

類

坂苔) 何らかの伝承に基づく物品であったのであろう。 り優品であることに加え、犬頭糸から推測するに生道塩も、 富であることを国家が掌握していたからである。とりわけ から言えば、 尾張国の生道塩と参河国の犬頭糸は、塩と絹糸の産地であ 河国からは鹿皮が求められたのは、それらの鳥や動物が豊 がなされており、また特に尾張国から雉腊が求められ、 国からは黍子が求められているのは、恐らく特に栽培奨励 言うなら、尾張国は油(胡麻子)や稗子が求められ、 国は魚類や海藻が朝廷に求められたものであった。さらに 点となったと思われる。 日莫嶋(日間賀島)の三島を領有していた点が大きな相違 共に海に面していたが、参河国が篠嶋・析嶋(佐久島)・ 特徴的な産物と大きくまとめられよう。 鹿角菜・凝菜・於胡菜) と黍子・鹿皮、 尾張国は塩の生産や貝の採取という海浜国で、 それに海藻類 尾張国は塩の生産と介類が、 や黄蘗・雉・雑土器は両国通じて (那乃利曽・穉海藻、 尾張国と参河国は 海の側面

言しておきたい 最後に、 尾張国と参河国からの物品貢進方法につい (表8)。特産物に関しては、 例えば繊維 、て付

表 7 『延喜式』規定・出土木簡・正税帳からみた物品対照表

)	尾 張 匡	Š	参列	可 国	備考		
		『延喜式』	出土木簡	正税帳	『延喜式』	出土木簡			
調	絹糸塩介藻 絹糸塩	☆ ◇ ◇ ◇ ☆ ☆ ↓ 1 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	00	○3 ○4	O	0	○3 錦・綾 ○4 紫糸 △ 大嘗祭神服調糸 ☆1 雑腊 ○ 小凝		
中男作物	麻	0000×000×☆			0000000000	0	☆ 鳥腊 ☆ 雑腊・□〔臟ヵ〕・魚鮨		
庸	櫃 自 米 余 塩	000	00		000	0 0 0			
贄	魚介 海藻 雉腊	O X O			O ₁ O O ₅	O ₂	○1 保夜 ○2 佐米・須々岐他 ○5 雉		
交易雑物	絹油樽鹿苧 種海	000000		○1 ○ ○ ○ ○2	0×0000×0		□ 在油 ○1 臨時交易 ○2 年料		
年料別貢雑物	筆 麻香 楊 革 介 孤 養 椀 養 茂 五 養 苑 養 茂 五 養 苑 養 茂 五 美 椀 養 元	O☆ ○ ○ × ○		O O O1 O1 O2 O2	0 0 × 0 ×		○1 臨時交易 ○1 臨時交易 ○2 年料 ○2 年料		
年料雑器 年料雑薬	瓷器等 薬	00			ΧΔ		△大嘗祭雑器		
年料春米	<u>衆</u> 米	0₩		O ₂	<u>0</u>		☆ 春米 □1 (春)赤米 ○2 年料(糯米)		
年料租春米	米	0			0				
貢蘇	蘇	0			0	0			

- 1) ☆は『延喜式』巻五斎宮78条による。物品は「調庸」と京庫に請い受けた雑物とあり、基本的に 調・庸同名物品の場合は、調と中男作物に分類した。なお、鮨も魚介に含めた。
- 2) □は税目名が不明であるが、物品名から分類した。
- 3)○2年料は物品名から適宜分類した。(缶)字は推定文字である。
- 4) ☆2は『延喜式』の調・中男作物・庸の品目にないので、物品名の性格から中男作物に分類した。

表	表 8 尾張・参河国からの税と物品貢進墨書方法										
		調			Ħ	贊			年料 春米	貢蘇	交易 雑物
物品名	絹•綾•麻布	糸 •綿	海藻類・魚介類・塩	櫃	* 塩	海藻類	魚介類	塩	春 米	蘇	油
墨書の方法	実物墨書	包装囊墨書	村 札	実物墨書	村札		付札		村札	札	札
木簡 の有無	×	×	0	×	0		0		0	0	0

櫃の墨書方法は推定であり、付札を使用した可能性

も考えられる。

う。

接に実物(あるいは包装嚢)に記された墨書銘

(調庸墨書

直

あるいは紙笺という形で貢進されていたわけである。

里戸主姓名年月日 、各以、国印 々之」とあるように、

札・荷札木簡などは、今後も増加が見込めるものである。

参河国の絹も恐らくそのような形態をとっていたのであろ 庸関係の絁の実物の形でしか知ることが出来ないが、尾張・ 直接的な資料は残念ながら、正倉院に残された他国の調

一方、塩や海産物(魚介類・海藻類)などの貢進物付

贄木簡は確かに大きな発見で参河国三島、

ひいては参河国

註

れば幸いである。

に関する出土遺物や遺跡を考える場合に、資することがあ

以上、雑駁な論に終始したが、今後の古代尾張・参河国

相対化が図られるものであると思う。(墾)

凡

『延喜式』巻二十二民部省上15絹絁尺寸条には

六丈之外、令」足裹」疋、

不、限、尺寸、」

とあ

 $\widehat{1}$ 中世』(安城市、二〇〇七年)。 |〇〇六年) · 『新編 安城市史1通史編 《『安城市史研究』 七号、

2 古代両国は『延喜式』巻二十二民部省上2東海道条に ことになっていた。また、

皆随」近合成。

絹絁布両頭、

具注

るように、 諸国調絹絁、 製品は

製品を包むための絹・絁分を余計に貢進させる

養老賦役令2調皆隋近条には 及糸綿嚢、

された史料によって、

ように令や『延喜式』等の法制史料や正税帳などの紙に記

の特産物として注目すべきものではあるが、本論で述べた

月八日太政官奏)。 度尾張国正税帳・『類聚三代格』仁寿三年〈八五三〉六 張国は大少目二人を有する大国扱いであった(天平六年 いる。但し、養老令70大国条の国司構成から言えば、尾 等級基準は、 よれば、大・上・中・下国の上国と位置づけられていた。 面積や租税請負人口であったと想定されて

- 3 財政制度』所収、名著刊行会、二○○○年、初出一九六 早川庄八「律令財政の構造とその変質」(『日本古代の
- 4 ことは、言うまでもない。 らの規定の東限が、輸送の便を考えての割り当てである 重なっておらず、尾張・参河国の割り当てはない。これ 式』にはあるが、②に掲げた年料租春米の割り当て国と 衣服などの料に充てる年料別納租穀という規定も『延喜 年料租春米は遠江国が東限である。なお、位禄・季禄・
- 5 年)と『新訂増補 史料 延喜式 上・中』(集英社、二〇〇〇・二〇〇七 文館、一九七四年)による。また前者の頭注・補注を参 『延喜式』条文本文に関しては虎尾俊哉編『訳注日本 国史大系 延喜式 後編』(吉川弘
- 6 り染めの糸は四糸を一縷とし、練り染めた後に絢とする、 練糸とは『延喜式』巻二十二民部省上16練糸条に、

とある。

- 7 国が一一○斤で、参河国が九○斤、それに上野国八○斤 布の原材料である。 とあるだけであり、東海地方に集中している。これらは いえるものもある。苧は遠江国の一三〇斤に次いで尾張 い物もあるが、苧のように両国と隣国の遠江国の特徴と 樽のように、負担国に均等割の数値としか考えられな
- 8 西宮註(1)論文参照。
- 9 註(8)と同じ。
- 10 例として、 『(貞観)儀式』第四の諸司諸国に頒下する官符宣旨

太政官符参河国司

其位神服某甲 応」進; 上服部女三人、服長一人、神調糸五約,使

年(八七一)施行であるが、『貞観式』に践祚大嘗会 定は遡ることになる。ちなみに、『貞観式』は貞観十三 二〉~同十九年〈八七七〉とみられている)迄、この規 とあり、『(貞観) 儀式』編纂年代(貞観十四年

如、件、国宜承知、使、賷,調糸,依、例進上

右、為、供,奉大嘗会」、其所差,件人」、充、使所、喚

11 福岡氏は、この箇所に関する写本の文字の異同の検討 の巻はなく、「弘仁式」にある。

収、東浦町誌編さん委員会、一九九八年〉一〇八頁)。(「『生道塩』を追って」〈『新編 東浦町誌 本文編』所ており、そこから『延喜式』写本の系統まで論じているを詳細に行い、「生道塩」が本文にないのが原態と論じ

(12) 土御門本の書誌については、田島公「土御門本『延喜(13) 土御門本の書誌については、田島公「土御門本『延喜

18

- 十七頁。
 (13) 『続々群書類従 第十二』(国書刊行会、一九〇七年)収、思文閣出版、一九九五年)が詳しい。
- (4) 福岡氏は註(11)論文で、このことは『東宝記』の官符符とも整合的であると述べているが、『東宝記』の官符が法源でありそれを基軸にすれば、さらに『延喜式』の当該条文の「生道塩」は混入であったことは明白となる。なお、米・灯料油・酢は『延喜式』巻三十三大膳職下1東寺中台等条にないが、米と灯料油は『延喜式』巻三十五大炊寮21東寺中台五仏条と巻三十六主殿寮11諸寺年料油条にみえる。酢は『延喜式』段階では使用されなくなったようだ。
- (15) 『日本暦日原典』(雄山閣出版、一九七五年)。
- (16) 『熱田神宮文書 宝庫文書』(熱田神宮宮庁、一九七
- (17) 立松彰「知多の土器製塩と『生道塩』」(『知多古文化

料編4

飛鳥~平安』所収、愛知県、二〇一〇年〉)。

八年)十三頁。

収、東浦町、一九九八年)。

「木簡の世界」「『生道塩』を追って」(『東浦町史』所に「木簡の世界」「『生道塩』を追って」(『東浦町史』所の野版(『新版)古代の日本』八〔月報〕、一九九三年)、福岡猛が

という。また、知多半島では海岸の全域で塩作りが行わ 土器は五世紀の後半から作られ出すが、七世紀後半から 式 5 類と称されるものが作り出される。これは胎土に籾 じめたという。そして九世紀後半に坏部が浅鉢形の知多 作業工程)作業の効率化を図った製塩土器が使用されは 型で統一されており、煎熬(製塩のため鹹水を煮詰める 細身で先が鋭利に尖った脚部をもつ製塩土器が作られる 知多式4類と呼ばれる手早く砂に突き刺すことのできる 分類区分されており、その1にあたる。知多半島の製塩 かと考えられている(立松彰「塩生産」〈『愛知県史 は煎熬用ではなく、焼塩(固形塩)専用のものではない に、坏部が深鉢形から椀形になるなどし、この製塩土器 殻を混入するものが多くなり粘土の緻密さを欠くととも に基づく調庸塩の貢納品生産にあったとされている。小 れ出し、土器製塩の最盛期を迎え、その背景は律令体制 式製塩土器・2渥美式製塩土器・3篠嶋式製塩土器、と 立松氏によれば、古代の愛知県の製塩土器は、

程の土器の器形が椀形となる10世紀を待たなければなら 内陸部から出土する製塩土器の意味を考えるために―」 康通「東海地域における古代土器製塩覚え書き2009― 入まで続いたと考えられる」(六四頁)としている(森 に移行し、基本的には昭和60年代のイオン交換膜法の導 塩作成用の土器が姿を消す平安時代にはおそらく段階6 く始まったと考えるの自然であろう。・・・やがて、堅 なかった可能性がある。段階5は段階4に入るとまもな 鉄釜の普及は、製塩土器が大型化する9世紀か、第2丁 に起因している」(六○頁)、「ただし、愛知県における 納塩が、基本的に俵に詰め替えられた散状塩であること 斗・升系が圧倒的に多いが、これは遠距離輸送される貢 木簡において確認できる塩の流通単位は、散状塩を示す 器製塩でできる塩は基本的に固形塩で、「古代の史料や 潮解性(湿気を帯びてべたつく性質)を減じて固形塩 してにがり(マグネシウムなどの不純物)を取り除き、 それを煮詰める「煎熬」、そこからできた粗塩を再加熱 における塩生産の工程は、海水の塩濃度を高める「採鹹」 (五九頁)とし、6段階(案)を提示している。また土 (堅塩)をつくる「焼き塩」の3つに大別されている」

〈『東海土器製塩研究』考古学フォーラム、二○一○

に中臣伊勢連老人が青木香などを綿で買い入れている古文書』二十四巻一二九頁)、天平勝宝四年六月十五日青木(香)一袋などを請求した奉請文があり(『大日本

また、天平十三年三月九日に大般若経三百巻とともに

华)。

製塩の諸段階に関して、森康通氏は、「一般に、古代

3

森註

(18) 論文。

研究』五、一九八九年)。

立松彰「知多の土器製塩と『生道塩』」(『知多古文化

20 19

- (21) 西宮註(1)論文。
- (22) 青木香は寺院でも香として活用されていたようで、大安寺伽藍縁起并流記資財帳に、前岡本宮御宇(舒明)天皇が庚子年に青木香七十五斤十五両(仏物七十三斤二両、法物二斤十三両)を納めたとある(『大日本古文書』編本文書〈以下、同じ〉二巻六三九頁)のが古い。法隆寺仰藍縁起并流記資財帳によれば、天平六年二月と天平八年二月二十二日に平城宮の皇后宮から仏分の青木香二百八十一両と丈六分として青木香四十八両などが納められており(『大日本古文書』二巻六〇二頁)、天平勝宝八歳七月八日に孝謙天皇の勅により「内司供擬之物」として青木香二〇節などが法隆寺に献上されている(『大日本古文書』四巻一七六頁)。これらは、天皇や皇后からの命で、寺院内で仏物用と法物用に使用されたようだ。

どがみえる(『大日本古文書』三巻五七九~五八一頁。 れば、翌十六日に九種の物を購入した中に青木香がみえ る)。天平宝字六年、造東大寺司による大般若経二部写 なお、前者は『大日本古文書』二十五巻四六頁にもみえ 直として綿三斤とあり、同月二十一日にも青木香五斤な (『大日本古文書』二十五巻四五頁)。 「買物申請帳」によ

経のための銭用帳に、閏十二月二十七日青木(香)五両 た中に青木香五両がみえる(『大日本古文書』十六巻 として、采女山守鴨部蓑麻呂らに附け買い求め、検納し 巻一〇〇頁)。 天平宝字六年出納帳に閏十二月二十七日 (『大日本古文書』 五巻三二五頁。 『大日本古文書』 十六 の直二十五文とあり、一両五文という値段であった

己・庚・辛櫃に経巻とともに青木(香)一袋(丁櫃は 「生木香」と記される)が納入されていた(『大日本古文 二七頁)。なお、経巻納櫃帳によれば、甲・乙・丁・戊

める櫃に納入され、香として使用されていたことがわか 書』七巻一九八・一九九・二〇三・二〇七・二一二・二 一三・二一五頁)ように、青木香などの用途は経巻を納

(同書)。その後、

第二次調査が行われ、北倉九三号の生

大仏開眼会に先だって献納された丁香・青木香と推測さ 三)の蓋上に「納〈丁香青木香/會前東大寺〉」とあり 中倉保管の「密陀彩絵箱」第十四号

> 九五年〉五九・二四八頁)、この青木香はやはり仏教行 れており(『正倉院寶物5 中倉Ⅱ』〈毎日新聞社、一九

23 『正倉院宝物銘文集成』(吉川弘文館、一九七八年)

事に使用された香とみなされる。

 $\widehat{24}$ がある。第一次調査のおり、それは北倉九三号の「人参」 正倉院には「青木香」と題箋のある香薬(北倉一一六)

狼毒、ことに前者ではないかと推定された(『正倉院薬 と同じものであるが、それは「人参」ではなく、防葵か

ガガイモ科またはキョウチクトウ科植物に近似し理論的 の「人参」は狭義のイケマの根にほぼ一致し、広義では

物』〈植物文献刊行会、一九五五年〉)。一方、北倉九三

Saussurea lappa C. B. CLARKE(キク科 Compositae) には防葵に該当するとも推定されている(同上)。その の根で「青木香」の名称で納められたと推定されている 一方で、北倉一一八号の木香は現代の唐木香と同じで、

れる箱に納められているものについて、「木香」とよく 法隆寺宝物として草花銀絵漆皮箱(N一一五)と題箋さ 正倉院薬物』〈中央公論新社、二〇〇〇年〉)。また、 であるが、種の確定には至っていないとされた(『図説 薬は Cynanchum 属植物に由来する物であることは確実

年の「鳥毛立女屏風下貼文書」には、確かに青木香五斤 九七七年、初出一九七四年〉)、原産地は中国南部・真正 の研究」〈『正倉院文書と木簡の研究』所収、塙書房、一 などが記されており(東野治之「鳥毛立女屛風下貼文書 集注』に木香を青木香とする点、であろう。天平勝宝四 と関連つけ可能性を推定している点、また『神農本草経 いた記録から、先の「密陀彩絵箱」第一四号の「青木香 風」の下貼文書に天平勝宝四年六月に木香が購入されて 六頁)。木香を青木香と同じとする論拠は、「鳥毛立女屏 ミール地方に局限されるといい(同上書)、米田氏は 思文閣出版、二〇一五年)。「木香」とは、キク科のモッ う(米田該典「香と香材の調査」『正倉院の香薬』所収、 合致し、今日広く用いられている木香と変わらないとい あったとしてよいであろう」としている(同上書、一〇 「古代には木香と青木香とは同一の香薬で、一物二名で コウを原植物とするといい、自生地はインド北部のカシ

(25) 『延喜式』巻十七内匠寮35位記料条に黄楊軸二○枚と

この点、後考を俟ちたい。

薬効を期待するもので、註(22)の使用法とは異なる。

(27) 馬革は『延喜式』巻二十三民部省下4条によれば、六巻五斎宮66供新嘗条)。

国一○○張が規定されており、例えば播磨国から三十二

解しやすいが、本文で述べたように尾張国など国内から

用は確かに香として使用されており、木香とみなせば理で掲げた『延喜式』や正倉院文書に散見する青木香の使

香薬史』〈福村書店、一九五六年〉三二七頁)。品はインドのカシミルとされている(山田憲太郎

以上の分析は、尊重されねばならない。しかし註

22

になっていた。 などの死馬の皮を利用し、不足の場合は買い揃えること 馬の革は兵庫寮の甲の修理に用いられたが、駅・伝・牧 張とあるように他国と比べてそれほど多い数ではない。

(28) 山下峰司「〈弘仁瓷器〉と国衙工房」(『瀬戸市歴史民俗資料館研究紀要』 X、一九九一年)・高橋照彦「『瓷器』一、一九九七年)。なお、『日本後紀』弘仁六年正月丁丑条に、尾張国山田郡三家人部乙麻呂ら三人が瓷器製法の伝習を受け業を成したとあり、ここから緑釉陶器生産が開始されたという(高橋照彦「平安初期における鉛釉陶器生産の変質」(『史林』七七一六、一九九四年〉)。

太政官符諸国〈毎」国、有」符〉例として、例として、「(貞観)儀式』第四の諸司諸国に頒下する官符宣旨

:

応」造山新器

尾張国

垂八口、瓦碓八口、筥坏卌口、水野十二口、短女坏卌口、御酒瓶八口、片坏卌口、酒十二口、短女坏卌口、御酒瓶八口、大醪十二口、酒

参河国

坏小坏各六十口、已豆伎횷各六十口、等呂須岐卌口、都婆波卅二口、多志良加八口、

山

, , ,

已上人給料

二〇一二年)が有益である。 こ〇一二年)が有益である。 こ〇一二年)が有益である。 こ〇一二年)が有益である。

(3) 東西溝SD五一○○から出土した、いわゆる二条大路、また上部の切り込みには紐跡らしきものがみえてお土木簡槪報(三十)』〈一九九五年〉七頁上段)。掲載された写真から、下端が斜めに切り折られているようにみれた写真から、下端が斜めに切り折られているようにある。

廃棄されたものであろう。り、明らかに参河国から平城宮に蘇が貢上され、勘検後

(31) 『復元天平諸国正税帳』(現代思潮社、一九八五年)の史料頭注にはA―B―C―F―H―D―G―I―E―F―H―D―G―I―E―T―H―D―G―I―E―古代1』(愛知県、一九九九年)ではA―B―C―F―H―D―G―I―E―Jとあるものの、復元はA―B―C―D―G―I―E― 古代1』(愛知県、一九九九年)ではA―B―C―F― 田―D―G―I―E―Jと復元され、F・Hが海部郡と推定されており、それに拠った。尾張国正税帳については、丸山侑子「『尾張国正税帳』の一考察」(『ヒストリア』八二号、一九七九年)、榎英一「尾張国正税帳については、丸山侑子「『尾張国正税帳』の一考察」(『ヒストリア』八二号、一九七九年)、榎英一「尾張国正税帳とついては、丸山侑子「『尾張国正税帳』の一考察」(『ヒストリア』八二号、一九七九年)、榎英一「尾張国正税帳とついては、丸山侑子「『尾張国正税帳』の一考察」(『ヒストリー・「『名古屋市博物館研究紀要』三巻、一九八〇年)、丸山イー・「『名古屋市博物館研究紀要』三巻、一九八〇年)、丸山イー・「大田田明美福」語り継ぐ古代の文字文化』所収、青簡舎、二〇一四年)参照。

正税帳にはその他に鞆も器仗として記されている。尾張国け、の姓名が「鐫題」、つまり彫り記すとある。尾張国力・弓・征箭・胡籐で、全国共通の物で特産品とは言えない。なお、諸国から都城に送られる様の器仗には専当ない。なお、諸国から都城に送られる様の器仗には専当ない。なお、諸国から都域に送られる様の器仗には専当ない。なお、諸国から都域に送られる様の表仗には専当ない。なお、諸国から都域に送られる様や兵器(年料器仗)

文こ詳しい。 国正税帳にみえる兵器生産については古尾谷註(29)論

(33) 雑鮨の項内に「納缶」とある。これは、雑鮨を入れる容器としての缶であるが、直稲が記されているので正税されているが、それ以下の物の並びからこれは年料的なものであろう。しかし、「納缶」の缶はB断簡の年料として記されていない。

34 三六・三七号(一九九一年)に「愛知県出土木簡集成 三〇号(二〇〇八年)、⑦『木簡研究』第三三号(二〇 年)、⑤『木簡研究』第二四号(同)、⑥『木簡研究』第 号(一九八八年)、④『木簡研究』第二四号(二〇〇二 知県史 城市、二〇〇四年)に採録し詳論した。その後、『愛知 懸木簡に関しては、『新編安城市史 5古代・中世』(安 夕について集積したことがある。また、このうち⑤の下 筆者はこれまで『歴史研究(愛知教育大学歴史学会)』 簡研究』第八号(一九八六年)、③『木簡研究』第一〇 (稿)」として、一九九○年までの愛知県出土木簡のデー 一一年)、⑧『木簡研究』第三三号(同)による。なお、 以下、①『木簡研究』第四号(一九八二年)、②『木 資料編6 資料編7 古代2』(愛知県、二〇〇九年)で、 古代1』(愛知県、一九九九年)·『愛

県下出土の木簡の集積がなされている。

- 跡』(愛知県埋蔵文化財センター、二○○一年)一六九県埋蔵文化財センター調査報告書 第90集 志賀公園遺気工作のでは、第二四号(二○○二年)五一頁。『愛知
- 九六九年)、一三四頁、三六八号。 九六九年)、一三四頁、三六八号。

頁

- (37) 本稿は贄研究自体が目的ではないので詳論しないが、本稿の関心から論文を例示すれば、勝浦令子「律令制下鬼頭清明「『延喜式』と贄」「贄貢進荷札の分析」(『古代鬼頭清明「『延喜式』と贄」「贄貢進荷札の分析」(『古代木簡の基礎的研究』塙書房、一九九三年、初出は一九七木簡の基礎的研究』塙書房、一九九三年、初出は一九七大の静と調」(『新しい歴史学のために』二三三号、一九九九年)、今津勝紀「律令調制の構造とその歴史的前提」(『日本古代の税制と社会』塙書房、二〇二二年、初出一九九二年)、 大で藤全敏「古代天皇の食事と贄」(『日本史研究』五〇一 佐藤全敏「古代天皇の食事と贄」(『日本史研究』五〇一
- 七二号、一九八八年)、高島英之「参河国幡豆郡贄貢進河湾『海部・贄』木簡の諸問題」(『歴史の理論と教育』論しないが、それをテーマとしたものに、福岡猛志「三二の) 本稿は参河国三島の贄木簡研究が目的ではないので詳

藤註

(37) 論文に拠れば、八世紀は、a贄・調雑物系の

二〇〇四年)参照。

費、も毎月異味系の贄(近江・志摩・若狭・紀伊・淡路)、 に雑供戸系の贄、C贄戸系の贄、D日次系の贄、E節料系 の贄に分けられるが、参河国の贄木簡はAとEというこ とになる。

(4) 今泉隆雄「貢進物付札の諸問題」(『古代木簡の研究』所収、吉川弘文館、一九九八年、初出一九八七年)・東野治之「古代税制と荷札木簡」(『日本古代の木簡の研究』切出一九八九年)、亀谷弘明「調庸布墨書銘と徴税機能」(『国立歴史民俗博物館研究報告』七九集、一九九九年)、渡辺晃宏「籍帳論」(平川南・沖森卓也・栄原永遠男・山中章編『文字と古代日本1 支配と文字』所収、吉川弘文館、二〇〇四年)、また吉川真司「税の貢進」(同上弘文館、二〇〇四年)、また吉川真司「税の貢進」(同上弘文館、二〇〇四年)、また吉川真司「税の貢進」(同上弘文館、二〇〇四年)、また吉川真司「税の貢進」(同上弘文館、二〇〇四年)、また吉川真司「税の貢進」(同上弘文館、二〇〇四年)、また吉川真司「税の貢進」(同上

の形とした。

(红) なお、調庸墨書銘と荷札木簡に関する機能については想定することができる。

書〉三二六~七頁)のような、絁に直接記された銘文で

吉川註(40)論文参照。

すでに稿を成しており論の目的も異なるため、そのままる古屋市立博物館で行われた、「文字のチカラ 古代東海の文字世界」に伴うシンポジウムで報告したものである。その後、二○一六年二月五日の定年最終講義において、その後、『愛知県史 通史編1 原始・古代』(愛知県、二の後、『愛知県史 通史編1 原始・古代』(愛知県、二の後、『愛知県史 通史編1 原始・古代』(愛知県、二の一六年三月)が刊行され、関連するところも多いが、

丈天平十五年十月」(『正倉院宝物銘文集成』〈註(3)例えば「遠江国敷智郡竹田郷戸主刑部真須弥調黄絁六

41

札を付けない贄の存在を想定している。

たるもの」『木簡研究』第三○号(二○○八年)では荷二○○五年)が詳しい。なお、馬場基「荷札と荷物のか